

鳴門市林崎小学校児童用ロッカー製作設置業務 仕様書

1. 件名

鳴門市林崎小学校児童用ロッカー製作設置業務

2. 摘要

本仕様書は、鳴門市林崎小学校（以下「小学校」という。）に設置する児童用ロッカー（以下「什器」という。）の仕様について必要な事項を定めるものである。

本仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は明記のない場合は、すべて発注者の指示によるものとし、書面にて協議、指示、承認を行う。

3. 搬入・設置場所（別紙「小学校配置図」「教室位置図」参照のこと）

住所：徳島県鳴門市撫養町立岩字内田73-1

小学校の1階教室（1カ所）、2階教室（2カ所）、3階教室（3カ所）

4. 履行期限

令和8年8月21日（金）

5. 業務範囲

（1）什器の製作一式

（2）什器の運送・搬入一式

（3）什器の固定設置一式

（4）調整一式

（5）養生・清掃一式

6. 什器の仕様、安全性、保証等

（1）什器は、納入時においてすべて新品とする。

（2）納入する什器の、仕様、数量は、別紙「什器リスト」のとおりとする。

（3）受注者は、契約締結後、仕様が確認できる資料、並びにレイアウト図に製品情報を落とし込んだ資料を作成し、発注者の承認を得ること。

（4）受注者は、什器の引渡し完了後3年間は、不備や不具合が生じた場合に備え、直ちに対応できる体制を構築しなければならない。

7. 現場条件

（1）什器の搬入及び設置の日時は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

（2）什器の搬入及び設置の時期は、照明器具改修工事など他工事と重複する可能性があるため、それらの受注業者と調整が必要となることに留意すること。

（3）什器の搬入及び設置にあたっては、予め取り決める指定作業動線以外は使用しないこと。なお、搬入車両の進入経路、重量、サイズ等については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

（4）什器の設置に必要な取付具などの代価は、本什器備品に含まれるものとし、必要な取付を施工しなければならない。特に適切な転倒防止策を施すものとし、その

方法については、事前に発注者の承認を得ること。

- (5) 小学校への養生については、受注者が必要な養生を行わなければならない。
- (6) 受注者は、什器に損傷が生じないようにするとともに、搬入時に小学校を損傷させ、又は他の什器等を損傷させた場合は、速やかに発注者に報告し、原形復旧しなければならない。
- (7) 受注者は、什器の設置後、後片付けと清掃を行うとともに、荷造用諸材料や不要となるものは、すべて持ち帰ること。
- (8) 作業中の災害、事故防止のため、監督者を配置するなど、受注者の責任において適切な対策を行うこと。

8. 工程表の提出

受注者は、契約締結後、15日以内に全体工程表を発注者へ提出するものとする。

9. その他の事項

(1) 仕様変更

別紙「什器リスト」に記載する什器の仕様、数量は、今後調整を進める中で変更が生じる可能性があるということに留意すること。

契約後、別紙「什器リスト」の条件と設置場所に相違ないかを精査し、相違があった場合は直ちに書面によりその旨を発注者に通知し、その確認を求めなければならない。

(2) 什器の色

什器の色は、契約後、サンプル等を用いて、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

(3) 検収

検収は、発注者が立ち合いのうえ、履行期限までに行う。不備があった場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(4) 什器代

什器代は、「5. 業務範囲」のすべてを含む金額であることに留意すること。

(5) その他

受注者は、契約締結後速やかに、納入する什器の単価等がわかる明細を発注者に書面及び電子データ（データ形式については発注者の指示を受けること）にて提出すること。

その他、仕様書に記載のない事項は、発注者と都度協議のうえ決定すること。